

配信課題Ⅲ-8(法規)

※禁無断転載・複製

※平成29年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※法令集は必ず最新版を使用して下さい。

問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 同一敷地内に二つの平家建ての建築物(延べ面積はそれぞれ400㎡及び250㎡とし、いずれも耐火構造の壁等はないものとする。)を新築する場合において、当該建築物相互の外壁間の距離を4mとする場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している。
2. 日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定において、日影時間を測定する水平面の高さを算定する場合における「平均地盤面からの高さ」とは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいい、その接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面からの高さをいう。
3. 「準遮炎性能」とは、建築物の周囲において発生する通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。
4. 宅地造成等規制法第8条第1項及び第12条第1項並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。

問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っているもの**はどれか。

1. 建築基準法第42条第2項の規定によって道路境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地は、敷地面積に算入しない。
2. 建築物の一部が吹抜きとなっているなど建築物の部分によって階数を異にする場合は、これらの階数のうち最大なものを、その建築物の階数とする。
3. 避雷設備の設置を検討する際、屋上部分にある階段室、昇降機塔等の高さは、建築物の高さに算入する。
4. 建築物の軒の高さは、その建築物の基礎の上端から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さによる。

問題 3

都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がないもの**はどれか。ただし、防火地域、準防火地域又は建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 木造、延べ面積100㎡、地上2階建ての一戸建ての住宅における床面積12㎡の浴室・脱衣室の増築
2. レストランの敷地内における高さ8mの広告塔の築造
3. マンションを新築するために、工事現場とは別の敷地に設ける延べ面積50㎡の工事管理事務所の新築
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上2階建ての劇場の、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない映画館への用途変更

問題 4

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 道路の上空に設ける渡り廊下で、多数人の通行等の用途に供し、道路の交通の緩和に寄与するものは、特定行政庁の許可を受けて、建築することができる。
2. 鉄骨造、地上2階建ての建築物を新築する場合、建築主は、当該建築物の検査済証の交付を受ける前において、特定行政庁から仮使用の認定を受けたときに限り、仮に、当該新築に係る建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。
3. 延べ面積1,500㎡、地上5階建ての事務所(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員にその状況の所定の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
4. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。)をして、当該建築物を建築しようとする場合においては、原則として、あらためて確認済証の交付を受ける必要はない。

問題 5

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 旅館における居室の床面積が50㎡の客室において、内装の仕上げの部分の面積の合計が200㎡で、そのすべてに第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用するときは、原則として、換気回数が0.5以上の機械換気設備を設ける必要がある。
2. 直上階の居室の床面積の合計が250㎡である児童福祉施設の地上階に設ける階段に代わる傾斜路で、両側に側壁を設けるものにおいて、側壁の一方に幅15cmの手すりを設けた場合、側壁間の距離は125cm以上としなければならない。

3. 石綿が添加された建築材料が使用されていることにより建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている倉庫について、基準時における延べ面積が1,200㎡のものを増築して延べ面積1,500㎡とする場合、増築に係る部分以外の部分においては、当該添加された建築材料を被覆する等の措置が必要となる。
4. 老人福祉施設における防火上主要な間仕切壁で、小屋裏又は天井裏に達する準耐火構造としたものは、500Hzの振動数の音に対して、透過損失40dB以上の遮音性能が要求される。

問題 6

延べ面積2,000㎡、地上4階建の映画館に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、各階とも映画館の用途に供する客席を有するものとし、避難階は1階とする。

1. 主要構造部の性能に関する技術的基準は、所定の基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめられたものとすることができる。
2. 全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられ、かつ、主要構造部の性能について耐火性能検証法により確かめられた場合には、建築物の地上部分の層間変形角は、 $\frac{1}{150}$ 以内でなければならない。
3. 全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられた場合であっても、客用に供する屋外への出口の戸は、内開きとしてはならない。
4. 全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられた場合であっても、通路で照明装置の設置を通常要する部分には、原則として、非常用の照明装置を設けなければならない。

問題 7

次の建築物のうち、建築基準法上、**2以上の直通階段を設けなければならない**ものはどれか。ただし、いずれの建築物も、各階を当該用途に供するものとし、避難階は1階とする。

1. 主要構造部が不燃材料で造られている地上2階建ての事務所で、2階における居室の床面積の合計が300㎡のもの
2. 主要構造部を耐火構造とした地上3階建ての共同住宅で、各階に避難上有効なバルコニーを有し、各階に住戸(居室の床面積40㎡)が6戸あるもの
3. 主要構造部を耐火構造とした地上5階建てのナイトクラブ及びバーの用途に供する建築物で、各階における居室の床面積の合計が100㎡以下で、かつ、各階に避難上有効なバルコニーを設け、各階から1階に通ずる直通階段を屋外に設ける避難階段の構造の規定に適合するものとしたもの
4. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積1,000㎡、地上2階建ての物品販売業を営む店舗で、2階における居室の床面積の合計が400㎡のもの

問題 8

防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、主要構造部については、「耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準」に適合していないものとする。また、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 地上11階建ての共同住宅の11階部分で、床面積が100㎡を超えるものは、床面積の合計100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画しなければならない。
2. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積200㎡、地上3階建ての一戸建ての住宅において、吹抜きとなっている部分とその他の部分とは防火区画しなくてもよい。
3. 1階から3階までを物品販売業を営む店舗(当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡)とし、4階以上の部分を事務所とする地上10階建ての建築物においては、当該店舗部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。

4. 地上3階に居室を有する事務所で、主要構造部を耐火構造としたものにおいて、避難階である地上1階から地上3階に通ずる階段の部分とその他の部分との区画に用いる防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。

問題 9

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 主要構造部を準耐火構造とし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有する地上2階建ての共同住宅で、当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が250㎡のものは、内装の制限を受けない。
2. 主要構造部を準耐火構造とした地上2階建ての住宅で、2階における台所(火を使用する器具を設けたもの)は、内装の制限を受けない。
3. 主要構造部の性能について耐火性能検証法により確かめられた場合であっても、延べ面積2,000㎡、地上4階建ての映画館の4階の主要構造部である柱は、耐火構造としなければならない。
4. 主要構造部の性能について耐火性能検証法により確かめられたものであり、かつ、当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備が、防火区画検証法により所定の性能を有することが確かめられたものである建築物に対する防火区画等関係規定の適用については、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。

問題 10

建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 管の外径が所定の数値以上である給水管、配電管その他の管が、準耐火構造の防火区画を貫通する場合には、原則として、これらの管の当該貫通する部分及び貫通する部分からそれぞれ両側に 1 m 以内の距離にある部分を不燃材料で造らなければならない。
2. 各構えの床面積の合計が 1,000 m² の地下街における排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとしなければならない。
3. 高さ 20 m を超える建築物には、周囲の状況によって安全上支障がない場合を除き、有効に避雷設備を設けなければならない。
4. 高さ 31 m を超える建築物において、高さ 31 m を超える部分を全て建築設備の機械室とする場合は、非常用の昇降機を設けなくてもよい。

問題 11

地盤及び基礎に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 組積造のへいの基礎の根入れの深さは、原則として、20 cm 以上としなければならない。
2. 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、原則として、鉄筋コンクリート造の布基礎の立上り部分にあつては、4 cm 以上としなければならない。
3. 許容応力度等計算によって安全性を確かめる場合において、建築物には、原則として、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。
4. 密実な砂質地盤より堅い粘土質地盤のほうが、地盤の許容応力度を大きくとることができる。

問題 1 2

構造強度等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 延べ面積600㎡の木造平家建の建築物は、所定の基準に従った構造計算をしなくてもよい。
2. 鉄筋コンクリート造2階建の建築物は、所定の基準に従った構造計算によって安全性を確かめなければならない。
3. 地階を除く階数が3以上の鉄骨造の建築物にあつては、原則として、一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合においては、その柱の構造は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
4. 建築物の構造設計に当たっては、構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

問題 1 3

建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 鉄筋コンクリート造の建築物において、保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた場合、構造耐力上主要な部分である柱の主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の0.8%以上としなくてもよい。
2. 許容応力度等計算において、建築物の地上部分について各階の剛性率を確かめる場合、当該剛性率は、「各階の層間変形角の逆数」を「当該建築物についての各階の層間変形角の逆数の相加平均」で除して計算する。
3. 高さ45mの建築物について、限界耐力計算を行う場合には、保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行わなくてもよい。
4. 高さ25mの鉄筋コンクリート造の建築物の地上部分について、保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であることを確かめた場合には、層間変形角が所定の数値以内であることを確かめなくてもよい。

問題 1 4

都市計画区域内の道路に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都市再開発法による道路(地下におけるものを除く。)で、幅員 6 m のものは、建築基準法上の道路である。
2. 地方公共団体は、特殊建築物の敷地が道路に接する部分の長さについて、条例で、必要な制限を付加することができる。
3. 災害があった場合において建築する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の敷地は、道路に 2 m 以上接しなくてもよい。
4. 私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が敷地等と道路との関係の規定に基く条例の規定に抵触することとなる場合であっても、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することはできない。

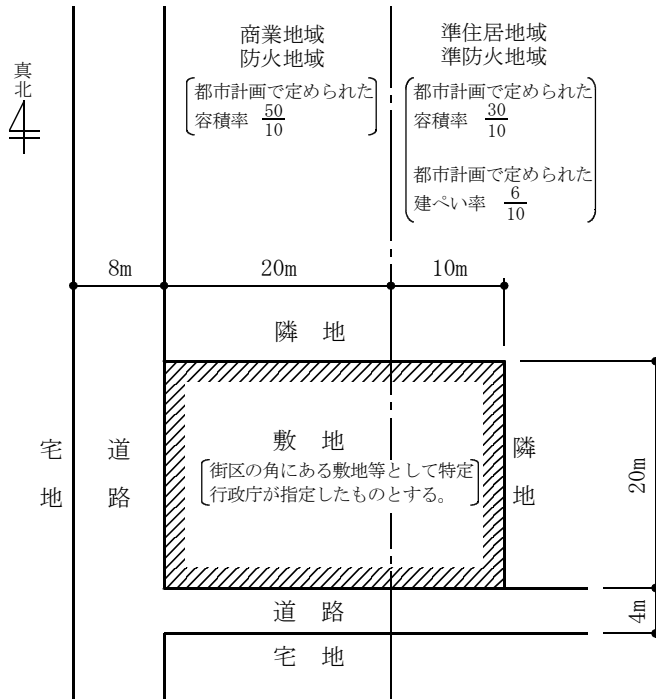
問題 1 5

次の建築物のうち、建築基準法上、原則として、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、いずれの建築物も、各階を当該用途に供するものとする。

1. 第一種住居地域内の「延べ面積3,000㎡の2階建の自家用倉庫」
2. 工業専用地域内の「延べ面積300㎡の2階建の診療所」
3. 第一種低層住居専用地域内の「延べ面積800㎡の平家建の老人福祉センター」
4. 工業地域内の「延べ面積600㎡の平家建の廃プラスチック類の破碎施設で、1日当たりの処理能力が6tのもの」

問題 16

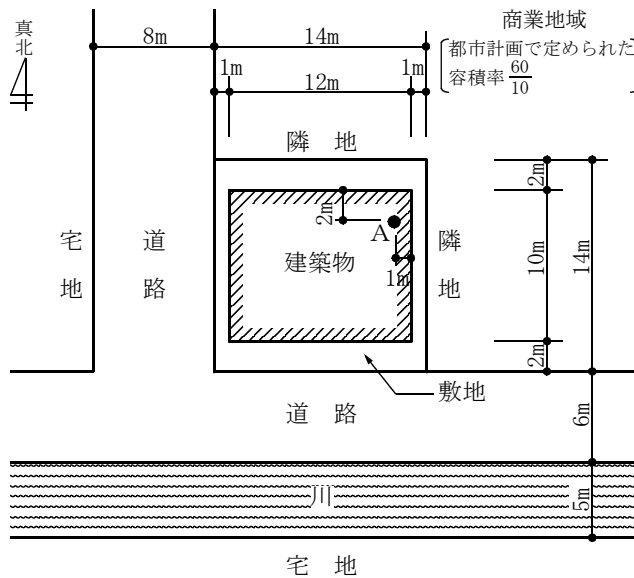
図のような敷地において、耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、建築することができる「建築物の建築面積の最大値」と「建築物の延べ面積の最大値」との組合せとして、正しいものは、次のうちどれか。ただし、特定道路の影響はないものとし、建築物には住宅及び老人ホーム等、自動車車庫等の用途に供する部分、エレベーターの昇降路の部分はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。



	建築面積の最大値	延べ面積の最大値
1.	540 m ²	2,240 m ²
2.	540 m ²	2,520 m ²
3.	560 m ²	2,240 m ²
4.	560 m ²	2,520 m ²

問題 17

図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定等並びに門、塀等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 31.5 m
2. 34.5 m
3. 36.0 m
4. 38.5 m

問題 18

防火地域又は準防火地域内の建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域内においては、主要構造部が不燃材料で造られた延べ面積 $1,000\text{m}^2$ の機械製作工場は、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。

2. 準防火地域内においては、延べ面積500㎡、地上3階建の事務所は、所定の技術的基準に適合するものとするにより、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。
3. 防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火戸に必要なとされる性能は、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものとするができる。
4. 準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

問題 19

建築協定に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築協定には、建築物に附属する門及び塀の意匠に関する基準を定めることができる。
2. 建築協定を廃止しようとする場合においては、建築協定区域内の土地の所有者等の全員の合意をもってその旨を定め、これを特定行政庁に申請して認可を受けなければならない。
3. 市町村の長は、建築協定書の提出があった場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、20日以上相当の期間を定めて、これを関係人の縦覧に供さなければならない。
4. 建築協定において建築協定区域隣接地を定める場合には、その区域は、建築協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

問題 20

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は考慮しないものとする。

1. 敷地が、第一種中高層住居専用地域内に350㎡、第二種低層住居専用地域内に650㎡、と二つの用途地域にわたる場合、当該敷地には、高等専門学校を新築することができる。
2. 都市計画区域内においては、ごみ焼却場は、都市計画においてその敷地の位置が決定していない場合であっても、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、新築することができる。
3. 文化財保護法の規定によって重要文化財として指定された建築物であったものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたものについては、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、適用されない。
4. 特殊建築物については、その用途により、地方公共団体の条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して防火上の制限が附加されることがある。

問題 21

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 延べ面積450㎡、高さ10m、軒の高さ9mの鉄筋コンクリート造の既存建築物について、床面積250㎡の部分で大規模の修繕を行う場合においては、当該修繕に係る設計は、一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。
2. 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を工事監理報告書等により、建築主に報告しなければならない。
3. 一級建築士は、勤務先の建築士事務所の名称に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を、住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 工事監理とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認するとともに、

建築工事の指導監督を行うことをいう。

問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。

1. 建築士事務所を開設しようとする者は、設計等の業務範囲が複数の都道府県にわたる場合であっても、当該建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受ける必要はない。
2. 一級建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、登録を受けなければならない。
3. 二級建築士は、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合であっても、一級建築士事務所の開設者となることができない。
4. 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、委託を受けた設計の業務を建築士事務所の開設者以外の個人の建築士に委託してはならない。

問題 2 3

建築士の講習に関する次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所に属する建築士で、一級建築士免許と二級建築士免許の両方を受けている者については、一級建築士定期講習を受ければ二級建築士定期講習を受けたものとみなす。
2. 建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、一級建築士定期講習と構造設計一級建築士定期講習の両方を受けなければならない。
3. 建築士事務所に属する一級建築士は、直近の一級建築士定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年以内に、次回の一級建築士定期講習を受けなければならない。
4. 二級建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した者が、新たに一級建築士の免許を受けて一級建築士事務所の管理建築士になる場合には、改めて管理建築士講習を受ける必要はない。

問題 2 4

次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都市計画区域内において、コンクリートプラントの改築の用に供する目的で行う開発行為については、都道府県知事の許可を受ける必要はない。
2. 市街化区域内において、専修学校の建築の用に供する目的で行う開発行為で、その規模が1,500㎡のものについては、原則として、都道府県知事の許可を受けなければならない。
3. 市街化調整区域内における地区整備計画が定められた地区計画の区域内において、当該地区計画に定められた内容に適合する病院の建築の用に供する目的で行う開発行為は、所定の要件に該当すれば、都道府県知事の許可を受けることができる。
4. 都市計画施設として定められた公園の区域内において、公園施設の建築物を建築しようとする者が市町村の場合、当該建築物の建築が当該公園に関する都市計画に適合するものであっても、都道府県知事等の建築の許可を受けなければならない。

問題 2 5

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 準防火地域内の延べ面積250㎡の鉄筋コンクリート造住宅の新築については、当該住宅の工事施工地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築主事又は指定確認検査機関は、その建築確認をすることができない。
2. 飲食店において使用するカーテン及びじゅうたんは、政令で定める基準以上の防火性能を有するものでなければならない。
3. 病院の地階で、床面積の合計が1,100㎡のものには、ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない。
4. スプリンクラー設備を設けるべき防火対象物又はその部分に動力消防ポンプ設備を設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備を設置しないことができる。

問題 26

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 特定建築物の建築等をしようとする建築主等は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
2. 認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる部分については、認定特定建築物の延べ面積の $\frac{1}{10}$ を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入しないものとする。
3. 所管行政庁は、建築物特定事業を実施していないと認めて勧告したにもかかわらず、建築主等が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置を講じない場合において、移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
4. 「建築物移動等円滑化誘導基準」においては、多数の者が利用する主たる階段は、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、回り階段とすることができる。

問題 27

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の耐震改修の計画には、建築物の耐震改修の事業に関する資金計画を記載しなければならない。
2. 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画認定建築物の耐震改修の状況について報告を求めることができる。
3. 所管行政庁が、不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物のうち、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めて行う指示の対象となるものには、国又は地方公共団体の所有する建築物も含まれる。
4. 耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない部分を有する特定既存耐震不適格建築物について、「計画の認定」を受けて耐震改修を行う場合には、その適合しない部分のすべてについて、これらの規定に適合するよう改修しなければならない。

問題 28

次の記述のうち、建築基準法又は建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物の用途、構造、規模については、都道府県が土地の状況により必要と認める場合においては、建築士法に基づく条例で別に定めることができる。
2. 一級建築士は、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当することとなったときは、その日から30日以内に、その旨を、住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 構造設計一級建築士が構造設計を行い、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合であっても、建築物の用途、構造、規模によっては、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない場合がある。

4. 構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物については、工事監理において構造設計図書との照合に係る部分についても、構造設計一級建築士以外の一級建築士が行うことができる。

問題 29

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「老人福祉法」に基づき、特別養護老人ホームの居室の入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、 3.3m^2 以上としなければならない。
2. 「浄化槽法」に基づき、何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。
3. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、新築住宅の売買契約においては、売主は、買主に引き渡した時(当該新築住宅が住宅新築請負契約に基づき請負人から当該売主に引き渡されたものである場合にあっては、その引渡しの時)から10年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた^{かし}瑕疵について、民法第570条において準用する同法第566条第1項並びに同法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負う。
4. 「水道法」に基づき、給水装置における家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

問題 30

ホテルに関する次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 消防法に基づき、延べ面積 $1,000\text{m}^2$ 、地上2階建、収容人員が30人のホテルで、所定の自動火災報知設備を設置した場合は、当該設備の有効範囲内の部分については、非常ベル、自動式サイレン又は放送設備のいずれも設置しなくてよい。
2. 旅館業法に基づき、洋式の1客室の床面積は、原則として、 9m^2 以上でなければならない。
3. 建築基準法に基づき、商業地域内にある延べ面積 500m^2 の事務所の用途を変更してホテルとする場合は、確認済証の交付を受ける必要はない。
4. 建築士法に基づき、延べ面積 $1,500\text{m}^2$ 、地上2階建のホテルを新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。